

# 島根県あんしん賃貸支援事業実施要領

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 島根県あんしん賃貸支援事業（以下「本事業」という。）は、県内の民間賃貸住宅の市場において、高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯及び子育て世帯（以下「居住支援要配慮者」という。）と民間賃貸住宅の賃貸人の双方の不安を解消するためのしくみを構築して民間賃貸住宅市場の環境整備を図り、居住支援要配慮者の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業対象者 居住支援要配慮者であって、家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる者（居住支援を受けることによって自立することが可能となる者を含む。）が入居又は同居する場合の者をいい、次のアからエのいずれかの類型に該当するものをいう。
  - ア 高齢者世帯（単身の高齢者または高齢者がいる世帯）
  - イ 障がい者世帯（単身の障がい者または障がい者がいる世帯）
  - ウ 外国人世帯（単身の外国人または外国人がいる世帯）
  - エ 子育て世帯（小さい子どもがいる世帯又はひとり親世帯のいずれかに該当するもの）
- (2) あんしん賃貸住宅 前号に掲げる居住支援要配慮者の類型のうち1以上を受け入れることとしている県内に存する民間賃貸住宅で、その類型ごとに第7条第2項の規定により県の登録を受けたものをいう。ただし、当該住宅に事業対象者以外の者が入居することを妨げない。
- (3) あんしん賃貸住宅協力店 本事業の趣旨に賛同し、あんしん賃貸住宅の登録の促進やあんしん賃貸住宅に係る仲介業務を行う事業者で第14条第3項の規定により県の登録を受けたものをいう。（以下「協力店」という。）
- (4) あんしん賃貸支援団体 本事業の趣旨に賛同し、事業対象者及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対して居住支援を行う民間の団体で第22条第3項の規定により県の登録を受けたものをいう。（以下「支援団体」という。）
- (5) 関係団体 不動産業関係事業者団体である公益社団法人島根県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会島根県本部をいう。
- (6) 実施主体 県、市町村、協力店、支援団体及び関係団体をいう。

(事業の内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に係る登録制度を設け、あんしん賃貸住宅の賃貸人及び入居者双方に対して、実施主体が連携して居住支援を行うとともに登録情報の提供等を行う。

- (1) あんしん賃貸住宅
- (2) 協力店
- (3) 支援団体

(県の役割)

第4条 県は、事業対象者の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援するため、あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体の登録の事務を行うとともに、各種登録情報の管理及び本事業に係る各種情報の提供を行うほか、関係団体及び市町村と連携して、本事業の推進を図っていくこととする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、事業対象者の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援するため、本事業に係る各種情報の提供を行うほか、関係団体、協力店及び支援団体と連携し、他の住宅施策及び福祉施策等と協調して、本事業の推進を図っていくこととする。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、県と連携して本事業の趣旨の周知及び協力店登録の推進を図り、本事業に係る各種情報の提供等を行うほか、地域における支援体制の構築について県、市町村及び支援団体（以下「支援団体等」という。）と連携し、事業対象者の居住安定に協力することとする。

2 関係団体と県又は市町村は、前項に規定する事項を円滑に実施するため、必要に応じて協定を締結するものとする。

## 第2章 あんしん賃貸住宅

(登録の申請)

第7条 あんしん賃貸住宅の登録を行おうとする賃貸人（賃貸人になろうとする者を含む。以下この章において同じ。）は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに、あんしん賃貸住宅登録申請書（別記様式1。以下「住宅申請書」という。）を県に提出することとする。

2 第1項の申請を受けた県は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅登録簿に登録しなければならない。

- (1) 賃貸人の氏名又は名称及び住所

- (2) 賃貸住宅の名称、位置、構造・階数及び建設年月
- (3) 賃貸住宅の規模、戸数その他の概要
- (4) 賃貸住宅のバリアフリーの状況
- (5) 入居開始時期（賃貸住宅の用に供する前の物件に限る）
- (6) 受け入れることとしている居住支援要配慮者の類型
- (7) 連絡先
- (8) 登録年月日及び登録番号

3 県は、前項の登録をしたときは、その旨を、申請者及び住宅申請書に記載された協力店に速やかに通知することとする。

#### （登録の拒否）

第8条 県は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 第11条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
- (3) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前2号のいずれかに該当するもの
- (4) 法人であって、その役員のうち第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるもの

2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者及び住宅申請書に記載された協力店に、速やかに通知することとする。

#### （変更の登録）

第9条 第7条第1項の申請を行ったあんしん賃貸住宅の賃貸人は、当該賃貸住宅の登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うとともに、当該物件に係る協力店に変更内容を通知することとする。

2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した住宅申請書（別記様式1-2）を県に提出することによって行うこととする。

3 第7条第3項の規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

#### （あんしん賃貸住宅の賃貸人）

第10条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、事業対象者が当該あんしん賃貸住宅への入居を希望したときは、事業対象者であることを理由に入居を拒み、又は賃料や住宅の使用方法等の賃貸の条件を著しく不当なものとしてはならない。

2 賃貸人は、必要に応じて、直接若しくは協力店を通じて、支援団体等の意見を聴くことができる。

3 賃貸人は、あんしん賃貸住宅への入居を希望する居住支援要配慮者が、支援団体等の意見により事業対象者として適当でないとき、直接若しくは協力店

を通じて、当該居住支援要配慮者に対し、県又は市町村への相談を勧めることができる。

(登録の取消し)

第11条 県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が第8条第1項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を取り消すこととする。

(1) 前条第1項の規定に違反したとき

(2) あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき

3 県は、あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があったとき（前項第2号に該当する場合を除く）若しくは第9条の規定による変更登録がなされなかったときは、賃貸人の訂正の意志がないことを確認したうえで、当該あんしん賃貸住宅の登録を取り消すことができる。

4 第8条第2項の規定は、県が前3項の規定による取消しをした場合に第8条第2項中「拒否」を「取消し」と読み替えて準用する。

(登録の消除)

第12条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を消除しなければならない。

(1) あんしん賃貸住宅の賃貸人から登録消除の申請があったとき

(2) 前条第1項から第3項までの規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録消除の申請は、賃貸人が、県に登録事項消除申請書（別記様式4。以下「消除申請書」という。）を提出することにより行うこととする。

3 賃貸人は、登録消除の申請を行ったときは、直ちに当該物件に係る協力店に通知することとする。

### 第3章 あんしん賃貸住宅協力店

(関係団体の役割)

第13条 関係団体は、県の依頼を受け、協力店の登録申請をとりまとめて県に提出するとともに、協力店登録の勧誘及び地域における支援体制の構築において県と連携し、事業対象者の円滑入居と居住の安定の確保に協力することとする。

2 前項に規定する事項を円滑に実施するため、関係団体と県は、必要に応じて、協力店の登録の手続きに係る事項について協定を締結することとする。

(協力店の登録)

第14条 協力店として本事業に参加しようとする者（第21条の規定により申請を行

う者を除く。)は、あんしん賃貸住宅協力店登録申請書(別記様式2。以下この章において「協力店申請書」という。)を、所属する関係団体を經由して、店舗ごとに、県に提出することとする。

- 2 関係団体は、協力店申請書の内容に虚偽の記載等があると認められ、又は申請者が次の各号のいずれかに該当することを確認した場合を除き、遅滞なく当該申請書を県へ提出することとする。
  - (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく免許を取得していないこと
  - (2) 宅地建物取引業法に基づく免許取消処分を受けていること
  - (3) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っていること
- 3 県は、前項の登録申請を受けたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅協力店登録簿に登録しなければならない。
  - (1) 協力店の名称及び住所
  - (2) 協力店の宅地建物取引業免許証番号
  - (3) 協力店が所属する関係団体の名称
  - (4) 登録年月日及び登録番号
- 4 県は、前項の登録をしたときは、その旨を、協力店申請書を經由した関係団体を通じて、申請者に速やかに通知することとする。
- 5 協力店申請書を經由する関係団体は、県に対し、当該協力店申請書の内容について補足的な意見を述べることができる。

#### (登録の拒否)

第15条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当する者
  - (2) 第19条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
  - (3) その他、県が別に基準を定めたときは、その基準に合致しない者
- 2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、協力店申請書を經由した関係団体を通じて申請者に速やかに通知することとする。

#### (変更の登録)

第16条 協力店は、登録内容に変更が生じた時は、遅滞なく県に変更登録の申請を行うこととする。

- 2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した協力店申請書(別記様式2-2)を、関係団体を通じて県に提出することにより行うこととする。

3 第14条第3項及び第4項の規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

(協力店の役割)

第17条 協力店は、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人に対して本事業の趣旨等への理解を求め、あんしん賃貸住宅の登録促進に努めるとともに、あんしん賃貸住宅の賃貸人並びに事業対象者に対して入居に関する助言等を行うことにより、事業対象者の入居の円滑化に努めることとする。

(協力店の業務)

第18条 協力店は、事業対象者から媒介の依頼を受けたときは、事業対象者であることを理由に媒介を拒否し、又は媒介の条件等を著しく不当なものとしてはならない。

2 協力店は、事業対象者となりうる居住支援要配慮者から媒介の依頼を受けたときは、必要に応じて支援団体等の意見を聴き、又は支援団体等の同伴等を当該居住支援要配慮者に求めることができる。

3 協力店は、事業対象者があんしん賃貸住宅への入居を求めるときは、円滑な入居に関する助言等を行うとともに、あんしん賃貸住宅への入居の斡旋等を行い、必要に応じて支援団体等と連携し、事業対象者の居住の安定に努めることとする。

4 協力店は、あんしん賃貸住宅への入居を希望する居住支援要配慮者が事業対象者として適当でないと認められるときは、当該居住支援要配慮者に対し、県又は市町村への相談を勧めることとする。

5 協力店は、事業対象者があんしん賃貸住宅以外の賃貸住宅に入居することが可能となったとき、又は、すでに居住支援要配慮者が居住している民間賃貸住宅の賃貸人若しくは当該居住支援要配慮者から本事業の支援を受けたい旨の申し出を受けたときは、当該民間賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう賃貸人に勧めることとする。

(登録の取消し)

第19条 県は、協力店が第15条第1項第1号又は第3号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 県は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を取り消すこととする。

(1) 前条第1項の規定に違反したとき

(2) 協力店の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき

3 県は、登録された協力店の登録内容に虚偽の事実があったとき（前項第2号に該当する場合を除く。）若しくは第16条の規定に基づく変更登録がなされなかったときは、協力店に訂正の意志がないことを確認したうえで、協力店の登録を取り消すことができる。

4 第15条第2項の規定は、前3項の規定による登録の取消しをした場合に第15条第2項中「拒否」を「取消し」と読み替えて準用する。

(登録の消除)

第 20 条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を消除しなければならない。

- (1) 協力店から登録消除の申請があったとき
  - (2) 前条第 1 項から第 3 項までの規定により登録が取り消されたとき
- 2 前項第 1 号の登録消除の申請は、協力店が、所属する関係団体を經由して県に消除申請書を提出することにより行うこととする。

(関係団体に加入していない者の協力店登録)

第 21 条 関係団体に加入していない事業者による協力店の登録の申請は、あらかじめ、申請者（一の事業者の複数の店舗が登録の申請を行おうとする場合にあっては、それらの店舗を代表できる本社又は支社。以下「代表店舗」という。）が本事業に賛同し、協力する旨の誓約を県に対して行ったうえで申請者が県に協力店申請書を、直接店舗ごとに提出することによって行うこととする。

- 2 前項の規定による登録申請又は登録された協力店の変更登録若しくは登録の消除の申請は第 14 条第 3 項、第 16 条第 1 項及び第 3 項並びに第 20 条第 1 項の規定を準用する。
- 3 前 2 項の申請等は、直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）、県に申請し、また登録、変更登録及び登録の取消しの通知は、県が協力店に直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）行うこととする。

## 第 4 章 居住支援

(支援団体の登録)

第 22 条 支援団体として本事業に参加しようとする者は、あんしん賃貸支援団体登録申請書（別記様式 3。以下「支援団体申請書」という。）を、県に提出することとする。

- 2 支援団体は、前項の申請において、支援しようとする事業対象者を明らかにするとともに、支援の内容を以下の各号に掲げる類型に分類したうえで明らかにすることとする。
  - (1) 契約手続の立会
  - (2) 通訳派遣
  - (3) 生活ルール、市場慣行等についての説明
  - (4) 前 3 号に掲げる支援以外で、事業対象者の民間賃貸住宅への入居の円滑化のために行う支援
  - (5) 入居後の電話相談
  - (6) トラブル等の際の対応
  - (7) 状況観察、医療機関等との連絡等

- (8) 緊急時の対応
  - (9) 前4号に掲げる支援以外で、事業対象者の民間賃貸住宅における居住の安定の確保のために行う支援
- 3 県は、第1項の申請を受けたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸支援団体登録簿に登録しなければならない。
- (1) 支援団体の名称、団体種別及び住所
  - (2) 支援の対象者
  - (3) 支援の内容
  - (4) 登録年月日及び登録番号
- 4 県は、第3項の登録をしたときは、その旨を、申請者に速やかに通知することとする。

#### (登録の拒否)

- 第23条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - (2) 第27条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
  - (3) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前2号のいずれかに該当するもの
  - (4) 法人であって、その役員のうち第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるもの
  - (5) 支援団体で法人であるものが第27条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その取り消しの日に支援団体の役員等であった者でその取り消しの日から1年を経過しないもの
- 2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者に速やかに通知することとする。

#### (変更の登録)

- 第24条 支援団体は、登録内容に変更が生じた時は、遅延なく、県に変更登録の申請を行うこととする。
- 2 前項の規定による登録変更の申請は、変更した事項に係る部分を記載した支援団体申請書（別記様式3-2）を、県に提出することによって行うこととする。
- 3 第22条第1項から第4項の規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

#### (支援団体の役割)

第 25 条 支援団体は、事業対象者及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対する居住支援の活動を通じて、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保を支援することとする。

(支援団体の業務)

第 26 条 支援団体は、あんしん賃貸住宅に入居する事業対象者及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対し、申請時に明示した支援を実施することとする。

- 2 支援団体は、事業対象者の需要に適合する民間賃貸住宅があんしん賃貸住宅として登録されていないときは、協力店と連携して当該賃貸住宅の賃貸人への説明等を行い当該事業対象者の入居の円滑化に協力することとし、当該賃貸住宅への入居が可能となったときは、当該賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう、協力店とともに当該賃貸人に勧めるものとする。
- 3 支援団体は、民間賃貸住宅への入居を希望する居住支援要配慮者が事業対象者として適当であると直ちに判断できないときは、必要に応じて専門家の意見を聞き、若しくは専門家の同伴を当該居住支援要配慮者に求めることができることとする。そのうえで、事業対象者として適当でないとき、当該居住支援要配慮者に対し、県又は市町村への相談等を勧めることとする。
- 4 前項の規定は、協力店が第 18 条第 2 項の規定に基づき支援団体に意見を聞いたときに準用する。

(登録の取消し)

第 27 条 県は、支援団体が第 23 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 県は、支援団体が申請時に明示した支援内容に違反して事業対象者又はあんしん賃貸住宅の賃貸人に対する支援を適切に行わないことが明らかなきとき、若しくは、支援団体の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められたときは、その登録を取り消すこととする。
- 3 県は、支援団体の登録内容に虚偽の事実があったとき（前項の規定に該当するものを除く。）若しくは第 24 条の規定に基づく変更登録がなされなかったときは、支援団体に訂正の意思がないことを確認したうえで、支援団体の登録を取り消すことができる。
- 4 第 23 条第 2 項の規定は、県が前 2 項の規定による取消しをした場合に第 23 条第 2 項中「拒否」を「取消し」と読み替えて準用する。

(登録の消除)

第 28 条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援団体の登録を消除しなければならない。

- (1) 支援団体から登録消除の申請があったとき
- (2) 前条第 1 項から第 3 項までの規定により登録が取り消されたとき

- 2 前項第1号の登録消除の申請は、支援団体が県に消除申請書を提出することによって行うこととする。

(行政による支援サービス)

- 第29条 県及び市町村は、国、県及び市町村の住宅施策及び福祉施策等で、本事業と組み合わせること等により施策効果をもたらすと思われるものを掌握し、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保のために活用することとする。
- 2 県又は市町村からその福祉施策の実施のために委託等を受け、当該委託等の契約に定められた業務（以下「委託業務」という。）により本事業と連携する居住サポート事業者の団体（以下「居住サポート事業者」という。）について、県は市町村への支援内容の確認を省略するものとする。ただし、当該団体が委託業務以外の支援活動によって本事業に参加する場合にあってはこの限りでない。
  - 3 前項の居住サポート事業者のうち市町村に係るものについては、当該市町村は第22条第1項、第24条第1項及び第28条第2項を準用して、登録、変更の登録及び消除に係る申請を県に行うこととする。
  - 4 県は、前項の規定により登録、変更の登録及び登録の取消しを行ったときは、登録及び変更の登録にあっては、第22条第3項を準用し、登録の取消しにあっては、第23条第2項中「拒否」を「取消し」と読み替えて準用して通知する。
  - 5 第1項の規定により活用しようとする住宅施策、福祉施策等で県及び市町村において自らが実施しているものもしくは第2項の規定より県が委託した居住サポート事業者に係る情報は第22条第2項を準用し、県があんしん賃貸支援団体登録簿に登録するものとする。この場合において、県又は当該市町村を支援団体として入力し、連絡先として当該居住サポート事業者等の名称等を記載することを妨げない。

## 第5章 情報の提供等

(公開情報の活用)

- 第30条 本事業のすべての実施主体は、県ホームページに掲載された情報を窓口に備え付ける等により、適宜提供するものとする。

## 第6章 雑則

(秘密保持義務及び個人情報の保護)

- 第31条 本事業のすべての実施主体(その者が法人である場合にあってはその役員。)及びその職員並びにこれらの者であった者は、本事業の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 2 本事業のすべての実施主体は、本事業を実施するうえで、事業対象者の個人情報を用いる場合は当該事業対象者の同意を、事業対象者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(その他)

第 32 条 この要領に定めるもののほか、本実施要領に定めがないものについては、県との協議によることとする。

## 附 則

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 10 月 18 日から施行する。

## 附 則

(協力店の表示)

この要領の改正前に登録した協力店は、既に配布されている協力店であることが判別できるステッカーを、店舗の公衆の見やすい場所に掲示する等、事業対象者等が協力店であることを判別できるよう、適切に表示するものとするを妨げない。

(施行期日)

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## あんしん賃貸住宅登録申請書 (新規登録)

島根県知事 溝口 善兵衛 様

申請者

印

(注) 1. (△) のある事項については、ホームページには掲載されません。

申請人	賃貸人 (△)	名称又は氏名 (△)	
		住所・所在地 (△)	〒 - ..... .....
登録住宅	住宅の名称		
	入居を受け入れることとして登録するあんしん賃貸支援事業の事業対象者 (※)		<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯

※どの事業対象者を受け入れることとする住宅として登録するか、 を塗りつぶしてください。  
※なお、塗りつぶさなかった者の入居は制限しても構わないという趣旨で記載するものではありませんのでご留意下さい。

連絡先	会社名		協力店登録番号 (△)	
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
	最寄り駅からの交通 1	線	駅から (歩・バス・車)	分
	最寄り駅からの交通 2	線	駅から (歩・バス・車)	分
	所属団体		物件の担当者	
	URL (ホームページ)			

※連絡先があんしん賃貸住宅協力店の場合は会社名・登録番号のみ記入

## ○島根県あんしん賃貸支援事業実施要領第 8 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない旨

私は、島根県あんしん賃貸支援事業実施要領第 8 条第 1 項各号に掲げる者 (以下を参照) に該当しません。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 二 同実施要領第 11 条第 2 項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して 1 年を経過しない者
- 三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの
- 四 法人であって、その役員のうち第一号又は第二号のいずれかに該当する者があるもの

※ 登録年月日	年	月	日	※ 登録番号	
---------	---	---	---	--------	--

※欄は申請者で記載しないでください。

賃貸住宅の位置等	賃貸住宅の位置	郵便番号	〒 -
		都道府県名	
		市区町村名	
		町名	
		丁目・番地 (△)	
	構造	造	
	階数	階建	
建設年月	(西暦) 年 月		

賃貸住宅の概要	あんしん賃貸住宅の戸数	戸
	あんしん賃貸住宅の規模	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>
	あんしん賃貸住宅の家賃及び共益費の概算額	円～ 円
	入居開始時期 (賃貸住宅の用にまだ供していない場合のみ記入)	年 月 日

バリアフリーの状況	段差のない床	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	便所、浴室及び階段の手すり	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入口	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	介助を考慮した広さの便所で腰掛便座が設けられたもの	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	介助を考慮した広さの浴室	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	エレベーター	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	非常通報装置	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし

## 【その他参考となる事項】

--

※主な交通手段、最寄りの公益施設の状況、住宅の特徴など、参考となる事項があれば記入して下さい。

## あんしん賃貸住宅登録申請書 (変更登録)

島根県知事 溝口 善兵衛 様

申請者

㊞

- (注) 1. 変更する項目について、記入して下さい。  
2. (△) のある事項については、ホームページには掲載されません。

		変更前	変更後
申請人	名称又は氏名 (△)		
	賃貸人 (△)	〒 -	〒 -
	住所・所在地 (△)		

		変更前	変更後
登録住宅	住宅登録番号 (△)		
	住宅の名称		
	入居を受け入れることとして登録するあんしん賃貸支援事業の事業対象者 (※)	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯

※どの事業対象者を受け入れることとする住宅として登録するか、□を塗りつぶしてください。  
※なお、塗りつぶさなかった者の入居は制限しても構わないという趣旨で記載するものではありませんのでご留意下さい。

		変更前	変更後
連絡先	会社名		
	協力店登録番号 (△)		
	所在地		
	電話番号		FAX番号
	最寄り駅からの交通 1	線	駅から (歩・バス・車) 分
	最寄り駅からの交通 2	線	駅から (歩・バス・車) 分
	所属団体		物件の担当者
	URL (ホームページ)		

※連絡先があんしん賃貸住宅協力店の場合は会社名・登録番号のみ記入。所在地以下は変更後を記入してください。

## ○島根県あんしん賃貸支援事業実施要領第 8 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない旨

私は、島根県あんしん賃貸支援事業実施要領第 8 条第 1 項各号に掲げる者 (以下を参照) に該当しません。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 二 同実施要領第 11 条第 2 項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して 1 年を経過しない者
- 三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの
- 四 法人であって、その役員のうち第一号又は第二号のいずれかに該当する者があるもの

		変更前		変更後	
賃貸住宅の位置等	賃貸住宅の位置	郵便番号	〒 -	〒 -	
		都道府県名			
		市区町村名			
		町名			
		丁目・番地 (△)			
構造		造		造	
階数		階建		階建	
建設年月		(西暦) 年 月		(西暦) 年 月	

		変更前		変更後	
賃貸住宅の概要	あんしん賃貸住宅の戸数		戸		戸
	あんしん賃貸住宅の規模		m <sup>2</sup> ~ m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup> ~ m <sup>2</sup>
	あんしん賃貸住宅の家賃及び共益費の概算額		円 ~ 円		円 ~ 円

		変更前			変更後		
バリアフリーの状況	段差のない床	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	便所、浴室及び階段の手すり	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入口	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	介助を考慮した広さの便所で腰掛便座が設けられたもの	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	介助を考慮した広さの浴室	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	エレベーター	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
	非常通報装置	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし

【その他参考となる事項】 (変更後)

※主な交通手段、最寄りの公益施設の状況、住宅の特徴など、参考となる事項があれば記入して下さい。

平成 年 月 日

## あんしん賃貸住宅協力店登録申請書（新規登録）

島根県知事 溝口 善兵衛 様

申請者

㊞

名 称（支店名）			
代表者	役職		
	氏名		
住 所	郵便番号	〒	-
	都道府県名		
	市区町村名		
	町名		
	丁目、番地		
	ビル名・階数		
宅地建物取引業免許証番号			
電話番号		-	-
FAX番号		-	-
URL（ホームページ）			
担当者	氏 名		
	E-mail		
最寄り駅からの交通①		線	駅から（歩・バス・車）分
最寄り駅からの交通②		線	駅から（歩・バス・車）分
所属する団体支部等の名称			

## ○島根県あんしん賃貸支援事業実施要領第15条第1項各号に掲げる者に該当しない旨

私は、島根県あんしん賃貸支援事業実施要領第15条第1項各号（以下参照）に掲げる者に該当しません。

- 一 宅地建物取引業法の免許を取得していない者、免許取消し処分を受けている者、又は業務停止の期間に申請を行っている者
- 二 同実施要領第19条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
- 三 その他、県が別に定める基準に合致しない者

※ 登録年月日	年 月 日	※ 登録番号	
---------	-------	--------	--

※欄は申請者で記載しないでください。

平成 年 月 日

あんしん賃貸住宅協力店登録申請書（変更登録）

島根県知事 溝口 善兵衛 様

申請者

㊞

協力店登録番号	
---------	--

※ 変更する項目について記入して下さい。

		変更前	変更後
名 称（支店名）			
代表者	役職		
	氏名		
住 所	郵便番号	〒 -	〒 -
	都道府県名		
	市区町村名		
	町名		
	丁目、番地		
	ビル名・階数		
宅地建物取引業免許証番号			
電話番号		- -	- -
FAX番号		- -	- -
URL（ホームページ）			
担当者	氏 名		
	E-mail		
所属する団体支部等の有無（※）			

※所属する場合は、その団体支部等の名称を記入してください。

最寄り駅からの交通①	変更前	線	駅から（歩・バス・車）	分
	変更後	線	駅から（歩・バス・車）	分
最寄り駅からの交通②	変更前	線	駅から（歩・バス・車）	分
	変更後	線	駅から（歩・バス・車）	分

○島根県あんしん賃貸支援事業実施要領第15条第1項各号に掲げる者に該当しない旨

私は、島根県あんしん賃貸支援事業実施要領第15条第1項各号（以下参照）に掲げる者に該当しません。

- 一 宅地建物取引業法の免許を取得していない者、免許取消し処分を受けている者、又は業務停止の期間に申請を行っている者
- 二 同実施要領第19条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
- 三 その他、県が別に定める基準に合致しない者

平成 年 月 日

## あんしん貸貸支援団体登録申請書（新規登録）

島根県知事 溝口 善兵衛 様

申請者

印

名 称		
代 表 者	役職	
	氏名	
団体種別	公益法人 ・ 社会福祉法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ 医療法人 ・ 任意団体 ・ その他（ ）	
住 所	郵便番号	〒 -
	都道府県名	
	市区町村名	
	町名	
	丁目、番地	
	ビル名・階数	
電話番号		- -
F A X 番号		- -
U R L (ホームページ)		
担 当 者	氏 名	
	E - m a i l	
支援の対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	
	詳細（または特記事項）	
備考（沿革、主な活動内容、団体の特徴など）		

支援の分類			
入居前の支援	1 契約手続きの立会い	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要	
		支援の内容	
		費用	無料 ・ 有料 ( 円)
		対象エリア (市区町村)	
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
	2 通訳派遣  (外国人世帯を対象)	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要	
		支援の内容	
		費用	無料 ・ 有料 ( 円)
		対象エリア (市区町村)	
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
	3 生活ルール・市場慣行についての説明	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要	
		支援の内容	
		費用	無料 ・ 有料 ( 円)
		対象エリア (市区町村)	
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
	4 その他入居前の支援	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要	
支援の内容		たとえば住宅さがしの随行・家賃債務保証など	
費用		無料 ・ 有料 ( 円)	
対象エリア (市区町村)			
対象者		<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	
支援の名称 特別な名称がなければ記入不要			
支援の内容		たとえば住宅さがしの随行・家賃債務保証など	
費用		無料 ・ 有料 ( 円)	
対象エリア (市区町村)			
対象者		<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	
入居後の支援	5 電話相談等 (訪問も含む)	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要	
	支援の内容		
	費用	無料 ・ 有料 ( 円)	
	対象エリア (市区町村)		
	対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	



平成 年 月 日

## あんしん貸貸支援団体登録申請書 (変更登録)

島根県知事 溝口 善兵衛 様

申請者

印

支援団体登録番号	
----------	--

※ 変更する項目について記入して下さい。

		変更前	変更後
名 称			
代 表 者	役職		
	氏名		
団 体 種 別		公益法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・医療法人・任意団体・その他	公益法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・医療法人・任意団体・その他
住 所	郵便番号	〒 -	〒 -
	都道府県名		
	市区町村名		
	町名		
	丁目、番地		
	ビル名・階数		
電話番号		- -	- -
FAX番号		- -	- -
URL (ホームページ)			
担 当 者	氏 名		
	E-mail		
支援の対象者		<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
詳細 (または特記事項)			
備考 (沿革、主な活動内容、団体の特徴など)			

支援の分類		変更前	変更後	
入居前の支援	1 契約手続きの立会い	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要		
		支援の内容		
		費用	無料 ・ 有料 ( 円)	無料 ・ 有料 ( 円)
		対象エリア (市区町村)		
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
	2 通訳派遣  (外国人世帯を対象)	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要		
		支援の内容		
		費用	無料 ・ 有料 ( 円)	無料 ・ 有料 ( 円)
		対象エリア (市区町村)		
	3 生活ルール・市場慣行についての説明	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要		
		支援の内容		
		費用	無料 ・ 有料 ( 円)	無料 ・ 有料 ( 円)
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
	4 その他入居前の支援	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要		
		支援の内容		
		費用	無料 ・ 有料 ( 円)	無料 ・ 有料 ( 円)
対象エリア (市区町村)				
対象者		<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	
支援の名称 特別な名称がなければ記入不要				
支援の内容				
費用		無料 ・ 有料 ( 円)	無料 ・ 有料 ( 円)	
対象エリア (市区町村)				
対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯		

支援の分類		変更前	変更後	
入居後の支援	5 電話相談等 (訪問も含む)	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要		
		支援の内容		
		費用	無料 ・ 有料 (                      円)	無料 ・ 有料 (                      円)
		対象エリア (市区町村)		
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
	6 トラブル等の対応	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要		
		支援の内容		
		費用	無料 ・ 有料 (                      円)	無料 ・ 有料 (                      円)
		対象エリア (市区町村)		
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
	7 状況観察・医療機関との連絡	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要		
		支援の内容		
		費用	無料 ・ 有料 (                      円)	無料 ・ 有料 (                      円)
		対象エリア (市区町村)		
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
	8 緊急時の対応	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要		
		支援の内容		
		費用	無料 ・ 有料 (                      円)	無料 ・ 有料 (                      円)
		対象エリア (市区町村)		
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯

支援の分類		変更前	変更後	
入居後の支援	9 その他入居後の支援	支援の名称 特別な名称がなければ記入不要		
		支援の内容		
		費用	無料 ・ 有料 (                      円)	無料 ・ 有料 (                      円)
		対象エリア (市区町村)		
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
		支援の名称 特別な名称がなければ記入不要		
		支援の内容		
		費用	無料 ・ 有料 (                      円)	無料 ・ 有料 (                      円)
		対象エリア (市区町村)		
		対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 外国人世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯
備考 (対象エリアの補足など)				

○島根県あんしん賃貸支援事業実施要領第 2 3 条第1項各号に掲げる者に該当しない旨

私は、島根県あんしん賃貸支援事業実施要領第 2 3 条第1項各号 (以下参照) に掲げる者に該当しません。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 二 同実施要領第 2 7 条第 2 項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して 1 年を経過しない者
- 三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの
- 四 法人であって、その役員のうち第一号又は第二号のいずれかに該当する者があるもの
- 五 支援団体で法人であるものが登録を取り消された場合において、その取消しの日に支援団体の役員等であった者で、その取消しの日から 1 年を経過しないもの

平成 年 月 日

## あんしん賃貸支援事業に係る登録消除申請書

- あんしん賃貸住宅  
 あんしん賃貸住宅協力店  
 あんしん賃貸支援団体

(※該当するものを塗りつぶしてください)

島根県知事 溝口 善兵衛 様

申請者

㊞

## ○あんしん賃貸住宅の登録の消除

あんしん賃貸住宅の登録番号		
あんしん賃貸住宅の名称		
住 所	郵便番号	〒 -
	都道府県・市区町村名	
	町名、丁目、番地	
賃貸人の名称又は氏名		
連絡先	あんしん賃貸住宅協力店	協力店登録番号
		名 称

## ○あんしん賃貸住宅協力店の登録の消除

協力店登録番号		
協力店の名称（支店名まで）		
代表者	役 職	
	氏 名	
住 所	郵便番号	〒 -
	都道府県・市区町村名	
	町名、丁目、番地	
	ビル名・階数	

## ○あんしん賃貸支援団体の登録の消除

支援団体登録番号		
支援団体の名称		
代表者	役 職	
	氏 名	
住 所	郵便番号	〒 -
	都道府県・市区町村名	
	町名、丁目、番地	
	ビル名・階数	